

## 熊本市庁舎石綿含有分析調査業務委託 仕様書

本業務は、本仕様書に基づき実施するものとする。

### 1 業務概要

- 1) 委託名称 熊本市庁舎石綿含有分析調査業務委託
- 2) 履行場所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
- 3) 履行期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 24 日までとする。

### 2 業務目的

本業務は、現庁舎の解体又は改修の計画に必要な基礎資料とするため、既の実施した石綿含有建材に関する事前調査結果等に基づき、発注者が指定する建材から試料を採取し、石綿含有の有無を分析するとともに、その結果を整理した報告書を作成することを目的とする。

### 3 業務内容

#### 1) 関係法令等

本業務は、次に掲げる関係法令、告示、規格及びマニュアル等の最新版に基づき、適切に実施するものとする。

- ア 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- イ 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）
- ウ 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
- エ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- オ 大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号）
- カ 大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ク 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）
- ケ 石綿障害予防規則第 3 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和 2 年厚生労働省告示第 277 号）
- コ JIS A 1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第 1 部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法」
- サ 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省・環境省）
- シ 「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」（厚生労働省）
- ス その他、本業務に係る法令、条例、規則、告示、通知、規格及び基準

#### 2) 実施基準

本業務の成果は、大気汚染防止法第 18 条の 15 及び石綿障害予防規則第 3 条に基づく事前調査の根拠資料として使用するものとする。

#### 3) 業務の範囲

- ア 業務実施計画及び試料採取計画の作成
- イ 採取対象箇所の現地確認
- ウ 試料の採取
- エ 採取作業に伴う飛散防止及びばく露防止措置
- オ 採取箇所の簡易補修
- カ 石綿含有の有無に係る定性分析
- キ 分析結果の速報
- ク 調査結果の整理
- ケ アスベスト分析調査報告書及び電子データの作成
- コ その他、本業務の目的を達成するために必要な業務

#### 4) 業務対象外

- ア 建築物全体を対象とした新たな事前調査
- イ 既往の事前調査の対象外となっている建材を網羅的に探索する調査
- ウ 石綿含有率の定量分析
- エ 空気中の石綿濃度等の測定
- オ 石綿含有建材の除去、封じ込め又は囲い込み
- カ 採取箇所の本格的な仕上げ復旧

ただし、試料採取に必要な範囲の現地確認は、本業務に含むものとする。

### 4 採取・分析対象及び数量

#### 1) 採取及び分析の対象

採取及び分析の予定数量は、別紙 1「採取・分析対象一覧」に示す 432 検体とする。採取対象建材が所在する棟及び階は、別紙 2「熊本市庁舎現況図」に示すとおりとする。受注者は、発注者が承認

した試料採取計画に基づき、全 432 検体を順次採取し、採取済みの検体から分析機関へ搬送して逐次分析するものとする。

2) 数量の取扱い

現地確認又は分析結果により、採取・分析対象又は数量を変更する必要がある場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。受注者は、発注者の承認なく、採取・分析対象の追加、削除、統合又は変更を行ってはならない。

5 業務実施体制及び提出書類

1) 業務実施体制

受注者は、本業務を総括し、工程管理、安全管理、発注者との連絡調整及び成果品の確認を行う業務責任者を定めるものとする。業務責任者は、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）に基づく建築物石綿含有建材調査者とし、試料採取箇所の確認、試料採取その他の現地調査について責任を持って管理するとともに、作業者の指導を行うものとする。また、分析用試料の作製及び定性分析は、石綿障害予防規則第 3 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者のうち、実施する分析方法に必要な知識及び技能を有する者が責任を持って実施し、分析作業を管理するものとする。なお、試料採取は受注者が主体となって行うものとする。受注者は、業務責任者、試料採取者及び分析調査者の氏名、所属、役割及び保有資格等を明らかにし、その資格等を証する書類の写しを発注者に提出するものとする。本業務の一部を第三者に実施させる場合は、再委託届出書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

2) 提出書類

- ア 着手届
- イ 業務工程表
- ウ 業務計画書
- エ 試料採取計画書
- オ 再委託届出書（再委託がある場合）
- カ 調査報告書
- キ 成果品納入書
- ク 完了通知書
- ケ 請求書

3) 業務計画書

受注者は、本業務の実施に先立ち、次の事項を記載した業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。業務計画書の内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ発注者と協議し、変更後の業務計画書を提出するものとする。

- ア 業務概要及び実施方針
- イ 業務工程
- ウ 業務実施体制
- エ 業務責任者、試料採取者及び分析調査者の氏名、所属、役割及び保有資格等
- オ 緊急時の連絡体制
- カ 試料採取計画
- キ 安全管理計画
- ク 分析機関及び分析方法
- ケ 試料及び分析結果の管理方法
- コ 発注者との打合せ及び報告の方法
- サ 成果品の作成及び確認方法
- シ その他、本業務の実施に必要な事項

4) 試料採取計画書

業務計画書に記載する試料採取計画には、次の事項を記載するものとする。

- ア 採取対象及び採取順序
- イ 採取予定日時及び作業工程
- ウ 採取方法及び必要な試料量
- エ 使用する機材及び保護具
- オ 試料番号の付番方法
- カ 湿潤化、養生その他の飛散防止方法
- キ 作業区域の立入管理方法
- ク 作業後の清掃方法
- ケ 採取箇所の補修方法
- コ 写真の撮影及び整理方法
- サ 採取残渣、養生材等の処理方法
- シ 高所、天井裏、屋上、機械室等における安全対策
- ス 事故、異常又は採取不能等が生じた場合の対応及び連絡方法

6 試料採取

1) 採取前の確認

具体的な採取室及び採取位置は、既往の事前調査報告書に示された採取候補位置、対象建材の所在及び現地の状況を確認し、採取作業の安全性、施設運営への影響等を考慮した上で、発注者と受注者が協議して定めるものとする。受注者は、協議により定めた採取室及び採取位置を試料採取計画に記載し、試料採取前に発注者の承認を受けるものとする。

2) 採取方法

試料採取は、JIS A 1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法」により適切に実施するものとする。

ア 分析に必要な試料量を確保し、試料不足による再採取が生じないようにすること。

イ 採取器具は試料ごとに清掃又は交換し、交差汚染を防止すること。

ウ 採取した試料は密封し、原則として二重に包装すること。

エ 試料番号、採取場所、採取日及び採取者を記録すること。

オ 試料番号、採取記録、写真及び分析結果を一対一で対応させること。

3) 仕上塗材の採取

仕上塗材の分析調査については、同一仕上部位の3箇所以上から試料を採取し、それらを1まとめにして1検体として取り扱うものとする。採取に当たっては、材質、色、仕上げ、施工時期、下地その他の状況を確認するものとする。

4) 建材別の留意事項

ア 吹付材は、表層から下地までの層構成を確認し、分析対象となる層を適切に採取すること。

イ 仕上塗材及び下地調整材は、仕上塗材、主材、下地調整材等の層構成が分かるように採取し、記録すること。

ウ 複数の材料を重ねて施工している建材は、各材料の構成及び採取対象が分かるように記録すること。

エ 配管及びダクトの保温材は、形状、使用範囲及び連続性を記録すること。

オ シーリング材、パテ及び接着剤等は、周辺の材料と区別して採取すること。

カ 防水シート、防水材その他の防水機能を有する建材は、防水機能への影響が少ない箇所から採取すること。

5) 飛散防止及びばく露防止

採取作業を行う際は、関係法令に基づく飛散防止及びばく露防止の措置を講じるものとする。対象建材の種類、状態及び飛散性に応じ、採取箇所の湿潤化、作業箇所及び周辺の養生、立入制限、適切な保護具の着用、採取残渣及び粉じんの回収並びに作業後の清掃その他必要な措置を実施するものとする。

6) 写真記録

受注者は、原則として各検体について、採取場所の全景、対象建材の近景、採取位置、採取作業中、採取した試料、飛散防止措置後及び補修後の状況を撮影し、試料番号、施設、階、場所、部位及び撮影方向が確認できるよう整理するものとする。

7) 採取箇所の補修

試料を採取した箇所は、採取後速やかに飛散防止措置を行うとともに、脱落、漏水、腐食、感電その他の支障が生じないように、適切に簡易補修するものとする。防水シート等の検体採取については、採取後、速やかに採取箇所の補修を行い、防水性能を確保するものとする。配管、ダクトその他の設備から試料を採取した場合は、保温、防露、気密、絶縁その他の必要な機能を損なわないように補修するものとする。

8) 清掃及び発生材等の処理

受注者は、作業終了後、採取箇所及びその周辺を清掃し、採取残渣、養生材、使用済み保護具その他の発生材等を回収するものとする。発生材等の処理は、第10項の規定によるものとする。

7 分析調査

1) 分析方法

分析調査は、JIS A 1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法」により適切に実施するものとする。分析に当たっては、試料の種類、性状及び層構成等を確認し、必要な前処理を行うものとする。本業務では、石綿含有の有無に係る定性分析を行うものとし、定量分析は行わない。

2) 層ごとの分析

石綿含有の判定は、原則として層ごとに実施し、石綿が検出された場合は、どの層に含有があるか分かるように報告書に明記するものとする。仕上塗材、主材、下地調整材、接着剤その他の層は、可能な限り区分して分析するものとする。層を分離して分析することが困難な場合は、分析対象とした範囲及び層を分離できなかった理由を報告書に記載するものとする。

3) 分析実施上の管理

ア 試料受付から分析結果の報告まで、同一の試料番号を使用すること。

イ 試料の受渡し及び保管状況を記録すること。

ウ 分析機器を適正に維持管理すること。

エ 分析結果に疑義がある場合は、再確認又は再分析を行うこと。

- オ 採取記録、写真、試料及び分析結果を照合すること。
- カ 分析担当者及び業務責任者が分析結果を確認すること。
- キ 試料の取り違い、誤判定又は記録不備が判明した場合は、直ちに発注者へ報告し、必要な是正を行うこと。

## 8 速報、打合せ及び協議

### 1) 分析結果の速報

受注者は、分析結果が確定した検体から、発注者が指定する単位ごとに、電子データにより順次速報するものとする。速報には、試料番号、施設、階、場所、部位、建材名、分析方法、石綿含有の有無、検出された石綿の種類及び石綿が含有されていた層その他必要な事項を記載するものとする。

### 2) 工程管理

受注者は、採取した検体から順次分析を行い、全 432 検体の分析を令和 9 年 2 月中に完了するよう、採取及び分析の工程を適切に管理するものとする。

### 3) 打合せ

本業務の実施に当たり、疑義又は協議の必要が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

## 9 成果品

### 1) 成果品の構成

受注者は、対象施設ごとに調査結果を整理し、次の書類を報告書として取りまとめ、発注者に提出するものとする。

ア アスベスト分析調査報告書

イ 調査結果一覧表

ウ 現地検体採取状況写真

エ 検体採取箇所を記録した図面

### 2) アスベスト分析調査報告書

アスベスト分析調査報告書には、次の事項を記載するものとする。

ア 業務名称及び業務概要

イ 対象施設の概要

ウ 業務実施体制

エ 試料採取者の氏名及び資格等

オ 分析調査者の氏名及び登録証番号

カ 試料採取方法及び分析方法

キ 採取・分析結果の総括表

ク 全検体の分析結果一覧

ケ 分析結果報告書及び分析画像

コ 層ごとの分析結果

サ 別紙 1「採取・分析対象一覧」と試料番号、採取位置及び分析結果との対応関係

シ 採取不能箇所、対象変更その他の特記事項

ス 打合せ記録

セ その他、発注者が必要と認める事項

### 3) 現地検体採取状況写真

現地検体採取状況写真は、第 6 項 6) の規定に基づき撮影した写真を、試料番号、施設、階、場所及び部位が確認できるよう整理するものとする。

### 4) 検体採取箇所を記録した図面

検体採取箇所を記録した図面は、各検体の採取位置及び試料番号が確認できるよう、対象施設の平面図、立面図その他必要な図面に明示するものとする。

### 5) 提出期限

調査結果は、発注者が指示した全ての試料採取が完了した日の翌日から起算して 1 か月以内に提出するものとする。ただし、発注者が指定する検体については、最終報告書の提出に先立ち、速報を提出するものとする。

### 6) 提出部数及び提出方法

成果品の提出部数及び提出方法は、次のとおりとする。

ア 紙媒体 2 部（うち 1 部は A4 判ファイルに綴じ込むものとする。）

イ 電子媒体 1 部

電子媒体には、報告書の PDF 形式データ、分析結果一覧の編集可能な Excel 形式データ、現地検体採取状況写真の原データ、検体採取箇所を記録した図面、分析画像その他の分析関係データを収録するものとする。電子媒体は CD-R（又は DVD-R）を原則とし、業務完了時に提出するものとする。ただし、発注者が別の媒体又は提出方法を指定した場合は、その指示によるものとする。

### 7) 成果品の確認

受注者は、成果品の提出前に内部照査を行い、検体数、試料番号、採取位置、写真、分析結果及び集計結果の整合性を確認するものとする。発注者から成果品の修正を求められた場合は、速やかに修正し、再提出するものとする。

## 10 特記事項

### 1) 施設運営への配慮

受注者は、試料採取の日程、作業時間、作業区域、入退館方法、機材の搬出入その他の作業条件について、あらかじめ発注者及び施設管理者と調整するものとする。作業に当たっては、庁舎の執務、議会、会議、来庁者の動線、設備の運転その他の施設運営に支障を生じさせないように配慮するものとする。施設の運営状況その他の事情により、発注者又は施設管理者から作業時間、作業方法、作業区域等の変更を求められた場合は、その指示に従うものとする。

### 2) 安全管理

受注者は、関係法令及び業務計画書に定める安全管理計画に基づき、作業従事者、施設職員、来庁者その他の者の安全を確保するとともに、災害及び事故の防止に努めるものとする。高所、天井裏、屋上、機械室、電気設備周辺、配管及びダクト周辺その他危険が生じるおそれのある場所で作業する場合は、作業場所の状況に応じた安全措置を講じるものとする。試料の採取に当たっては、対象建材の種類、状態及び飛散性を踏まえ、湿潤化、養生、立入制限、保護具の着用、粉じん及び採取残渣の回収その他必要な飛散防止及びばく露防止措置を講じるものとする。

### 3) 事故等の対応及び責任

事故、建物若しくは設備の損傷、漏水、停電、設備異常、粉じんの飛散その他の異常が生じた場合は、受注者は、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じた上で、速やかに発注者へ報告するものとする。作業中に発生した事故については、その原因が発注者の責めに帰すべき場合を除き、受注者がその責任を負うものとする。受注者は、事故又は異常の発生後、発生状況、原因、応急措置、再発防止策その他発注者が必要と認める事項を記載した書面を提出するものとする。

### 4) 施設、設備及び物品の保護

受注者は、作業箇所及びその周辺の施設、設備、備品、書類等を必要に応じて養生するものとする。採取位置の選定に当たっては、構造、防水、保温、防露、気密、絶縁、耐火その他の建物又は設備の機能に与える影響を確認するものとする。受注者の責めに帰すべき事由により施設、設備又は物品を破損し、又は汚損した場合は、受注者の負担により原状回復するものとする。

### 5) 発生材等の処理

本業務に伴い発生した採取残渣、養生材、使用済み保護具その他の発生材等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、受注者の責任において適切に処分するものとする。受注者は、発生材等を施設内に放置し、又は発注者の承諾なく施設内の廃棄物保管場所等へ搬入してはならない。

### 6) 貸与資料の管理

発注者が貸与する既往の事前調査結果、図面、建材一覧その他の資料は、善良な管理者の注意をもって管理し、本業務以外の目的に使用してはならない。受注者は、貸与資料を複製し、又は電子データを複製する必要がある場合は、その取扱いについて発注者と協議するものとする。

### 7) 秘密保持及び情報管理

受注者及び本業務の従事者は、本業務により知り得た調査内容、分析結果、報告書、図面、写真、施設情報その他の関係資料及び情報を、本業務に携わる者以外に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。この義務は、本業務の履行期間終了後も継続するものとする。

### 8) 調査結果の記録の保存

受注者は、本業務に係る調査結果の記録を、業務完了後 40 年間保存するものとする。

### 9) 成果品の取扱い

成果品は、発注者において主管課その他の関係部署の閲覧に供するとともに、設計業務又は工事の発注図書等に添付し、公開することがあるため、受注者はこのことに留意して成果品を作成するものとする。受注者は、成果品の作成に当たり、個人情報、連絡先その他公開に適さない情報が不用意に記載されないよう留意するものとする。

### 10) 履行期間完了後の対応

成果品について質疑等があった場合は、履行期間完了後であっても、受注者は適正に対応するものとする。

### 11) 分析結果等に異常が確認された場合の対応

試料の取り違い、分析結果の誤り、写真若しくは採取位置との不整合、報告書の記載誤りその他成果品の信頼性に影響を及ぼす事実が判明した場合は、受注者は、履行期間完了後であっても、直ちに発注者へ報告し、必要な確認及び是正を行うものとする。

### 12) 数量及び業務内容の変更

現地確認、分析結果、施設の利用条件その他の事情により、採取・分析対象、数量又は業務内容を変更する必要がある場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。受注者は、発注者の書面による指示を受ける前に、変更に係る業務を実施してはならない。

### 13) 疑義及び協議

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。